



編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811 熊本県熊本市中央区本荘

6丁目8-7 TEL. 096 (375) 4340 FAX. 096 (375) 4341

(卯月) APRIL

29日・昭和の日 30日・振替休日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金一	-0
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	<i>21</i>
22	23	24	25	26	27	28
29	<i>30</i>	•	٠	•	•	•

ワンポイント ビールの定義の見直し

この4月からビールの定義が改正され、主 原料である麦芽の比率が50%(改正前67%) 以上のものがビールとして表示できるととも に、ビールの範囲に、副原料として新たに果 実や一定の香味料を加えて発酵させたものが 加えられます。ビールの範囲拡大の背景には、 特色ある地ビール開発の推進があります。

4月の税務と労務

国 税/3月分源泉所得税の納付

4月10日

5月1日

国 税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月1日

国 税/8月決算法人の中間申告

国 税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 5月1日

地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月16日

地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税/軽自動車税の納付

市町村の条例で定める日(原則4月中)

労 務/労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分)

5月1日

中 小 企

企 業 側 0 問 題 点 対 応

もが新い学題は 半規か生で 分以 なの 中子 す 。小化 採い間 下 用状 で 就 企が i L 況 マ 職 業 准 に なっても ッ が 13 ح 続チ 関 中 てしいてし ン つ で グ て て 0 が 大 まうこ で 11 ~うまく 残る人 ま 企業と き 材 な す。 確 課

あ りま n 働 ず。 き b ŋ ŧ

少 がこ なく は 企 あ 業 ŋ 側 ź の手 せ間の 題問で題 以 あ るこ あ が

す

 金業 が 労い のま因 とし 知す 名 て 度 ブ 下 ラン 0) こと ド カ

絞 が 人材育の人材育 り必悪就弱企 金材切要 61 育 れな 成 7 をい が別な が 途 な 13 ん 行 で う あ る 時 か

材はりな数業

がのまか名者

い策んか用す。

条

件

12

対

するイ

X

1

ジ

良し

中いた新

の企材のくの

よ業がで従金

ど小人いし

良対せな雇

人でか

べと、

を

お

願

11

しま

0

0)

余裕

な

0)

か

な

な見す業型

ならつが員加当

を 工社

で

一 てがらで 、大 ず 会社 切一 で売 すり 湾き手 す 0) 問 共 経 ル に営 題 感中を 解決 長明 興戦 す 期確味略 を構 0) ト従計に た すること b 築 0) 画 め 員を立 が 9 ても ~必 は 要 7

おた用国確

ま やか

う。

ま

そ

の活

のて

1 Ĺ 良な

1

Ŧ

だええ

めしの保中

ポみ策な企

よ間 か

0

事

業

なども た、

施は小

難

L

11

間

で

す。

٤

0

7

良

13 題

材

0

7 社人 そ材 いの育 かも成 がの ブ での L 経 直 L

材 確 保等 支援 事

小 経 規済ハ 模産 口 1 事 業 業 省 ワ 1 0 ク 0) 材確 地 活 域 ^唯保等支援克域中小企業 企業

ラン は営を見ずの提示・ 用とともに、 業の など、 活 用 て み会 保者の イの業 事一 5 都 ネ 方定 1 業

か 女道府 八手不足、 中小へ は 卜 を県 を 機都 関 道 活 単 企業庁の を府用 位 対業庁の 設県 で け ま 若 て人 てそ 7 ح L で L は、 者 た 11 ょ ま う。 好 材 • n コ ぞ 事全す の高 1 。確齢れデ 例 国

ハローワーク 地方自治体 大学等 地域金融機関 地域経済団体等 人材確保、中小企業・小規模事業者発掘のための連携機関 協力体制 参加 [地域の人材] [平成28年度補正事業] 若者 地域人材 地域の中小企業・ コーディネート機関 小規模事業者 女性 シニア等 (全国47箇所) Uターン、 | ターン、 地域の事業者が参加 Jターン できるイベント例 合同企業説明会 [平成27年度当初事業] 短期就業体験の UIJターン人材拠点 〔都市部の人材〕 受入れ (5都市圏) ・学生との交流会 若者 ※仙台、東京、名古屋、 ・新人向けセミナー 大阪、福岡を想定 ・若手社員向けスキ ルアップ研修

出典:中小企業・小規模企業者人材対策事業説明資料(中小企業庁)

成のめ 年足小 中かに対応 にまとめ *ら事

は、

がありません。「 社(従業員八〇人)で
マイモの加工のため、
で工場の稼働時間を伸ぶて工場の稼働時間を伸ぶていました。した。した。した。
と考えていました。した。と考えていました。した。
と考えていました。した。
と考えていました。
と考えていました。
と考えていました。
と考えていました。
と考えていました。
と考えていました。 いいことを考えていた社長は、かせればなあ…」そんな都合の空いている朝の時間に工場を動がありません。「この時期だけ、 でエ マ社イ(石 ば…お年寄りだ!」 Ш ひらめ 金 沢 きまし 食 しかしては、 品 た。 ったく反応がし、これは、サッ 造 朝は、 ح

りおいることによる。さらによいない。これのでは、新聞 イ ż さら 新が というアイ 以げ さらに、 ありました。「お年 に経営者の友人の てもらうことに のチラシが効くぞ」。 高齢者から多数のらうことにも成功。下イデアを紙面で取アイデアを紙面で取りまる。 聞 の購 点読率が 平寄りにソアドバ 高く、

> 性化にもいれている。 社人そ 性の材し求化 てもう 間短五 社員ため を期時 小める人は 一員たちの 大時 にもつながり (れして、知問前 意 材 欲 し務九 いお手本。 ノなく な が 人 が 方 材 を明確にしたこと。 0) ッました。 、勤務態 0) 0) 9 の実現が、 たの 高 社内 齢 者以う 石にとっい外の時の早朝の つです。 会た

民 間の 活 崩

社員として採用されるシーなことを前提に最長六か 予定派遣」 です。 紹介予定派遣とは、 八手不足 でい こ」を活用して人材をいる会社では、「紹 正社員・契約足派遣とは、 や人材のミス シか社 派 ŋ 月派)ます。 ステ 遣 員 マ とな 契約 ッ チ ム遣 確 介

自立 型人材の 育

重 中小企 中小企 と L 上 9 て、 企業の命の企業では従来 ŋ 他 ŧ 自 ず 立 人 型 材 人業員 **上人材** 左の 00 育ポ 人 1 成 \$ ン

(2)

た午

運

を

右

す

まの か度 人材 す。 がたくが ため とめ なっ 大 りわけ求められています。 まに れ自 7 て並 は い型 る

れにこ には、 ます。 0 自 次立 型 0) ようなも 人 材 を採 の用 がする が 考えた

インター シ ッ 制 度 0) 活 用

4 3 2 1 5 b れ 会 大企業 保 る 大企業 用かの いよる技術 の用 術の 州者の受け 受入れ 入

(6) (5) 企業! 多 様 化 する 土 0 業形 態 0) 活 用

8 7 人事 職 考場制風 境 度 を 改能変 善 力 主 ラ 義 イフの色 ワ 彩

1) **\$** とめ 以ク 上 る 0) と中 小 企 業 0 人材 育 成

ま 自立型人間自立型人間 なな 間 ス材育成へ の受入れ。 ッ型 三人間 ララウンドのの採用の採用の採用の を さ ま 持 9

ع

が間

育

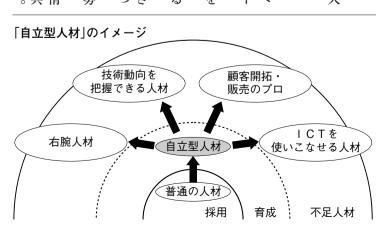
7

者 が成 従 成業員経 を従 に対対者 不員と共 L 0) ます て 姿

> 小企業と 業員 事 をするという

(3) 高 体自め中大 社る 0 一業も み 自 身 徴 0) を様 存 在 Þ

を 利 ŋ 用強 **、ます。** L って世特 間 伝える な



効果的な 損金となるポイント 福利厚生費 の . は ? 事 例

っているもの

にとても重要です。 であ 「適に働くための環境作りの費福利厚生費とは、職場で人が 5) b, やる気を高 めるため

必要です。 る給 ーションや社員旅行、高額な海一部のみを対象としたレクリエの支給であることです。社員の用できることと、常識の範囲内用できることと、常識の範囲内別がイントは、全社員が公平に利ポイントは、全社員が公平に利 される可能 外旅行などは、 ーションや社員旅行、 0) ポ 与として取り扱われ、 性 が高 参加社員に対 e V ので注 意親が対す

(単位:円)

150.000

できる事例を列挙していきま で、 以 下、 参考にしてください。 福 利 厚生 費とし て計 す 上

1

制

非課税交通費の限度額(月額)

電車・バスを利用

片道55km以上

片道2km未満

厚の 費用 |費となります。 も は、 が制 条件を満たせば を着用させる ば福 福利利

服費用の

- 会社内での着用を想 社名や会社のロ 勤や社外で着用しないも ロゴマークがでいるの 定 ĺ, 入 通
- 例…… 着用する特殊なものなどが該……事務服や、現場作業員が あ 制 服として明ら ることがわかるようなも かに従業員 0) 7

2 通勤

費 課 なは、 税となります。 員 限度 • 従業員に支給 額までは所得税 がする通 が 非勤

31,600 片道45km以上55km未満 28,000 片道35km以上45km未満 24,400 片道25km以上35km未満 18,700 12,900 片道15km以上25km未満 片道10km以上15km未満 7,100 片道2km以上10km未満 4,200 全額課税

4 員 旅

せ は福見 旅 利 厚 行 は、 生費として計 次 の要件を満 上 でき た

(社員旅行の要件)

マイカー・自転車を利用

旅行期間が四泊 Ŧi. \mathbb{H} 以 内 で

あ

外通 旅費交通費」というの の取り 考え方です。 取引先などへの移 福 自 利厚生費 宅 から会社 動費用: まで 会社 が 本 0) 来は以交

3 レクリエーション費 用

どのレクリエーショ 〈費用となる条件〉 福利厚生費として計上 忘年会、 新年会、 ン費用 歓 できます。 送迎会な は、

会社の費用負担が「一 あること 加できない場合を除く) 全社員を対象とすること(た やむを得ない事情 律 で 参 で

なるので注意が すると、 なお、 であっても社員に現金で支給 会社が負担 念上からみて高額でな 給与として課税対 前記の する金 必要です。 要件を満たす場 額 が 社 いこと 会通

> 旅 行 ○%以上であること行の参加人数が全体 の参. 加者が役員だけでな 数 0

いこと 自己都合で旅行に参加し な か

取引先との接待旅行でないこ と

った人に現金を支給しないこ

5 慶弔見舞

例……結婚祝、出産祝、厚生費となります。 従い つて支給される金 やお葬式などで一定の基準に 従業員 や役員に対 して、 銭 は、 福 利

るものであれば課税されません。 役員・従業員の地位などに照ら て社会通念上妥当と認められ なお、 香典、 金額は、支給お祝いの品、 支給を受ける 見舞 花輪代等 金、

6 健 康診 断 費

費として処理できます ただし、次の要件がありま

(健康診断費用の要件) 全役員・従業員を健康診 断 0

の健 の常識の範囲内の費用である健康管理上必要とされる程度用を会社が負担すること

る度

こと

て、 あ診 b, 療 費 機 用 場合は、福利厚生費に社員が自分で診療機関の会社がお金を社員に機関に支払いをする点 に 注意が必要です。 給与として課税 つ 11 7 社 必が

7 など) 食事代の補 助 (残業食事代

は、 次の二つの要件をいずれも、員や従業員に支給する食事

> て計上 n 福 利 厚 生 費

費

事代の補助の要

(2) 1 こと(残業や宿日直 あ 三、五〇〇円 額の半分以上を負担 ること 会社負担額が一カ月当たり 役員や従業員が (税抜 (き) 除 し 食 3 とすの 以 下 る で 金

税されます。 ば、 前 会社負担分は給与として課記要件を満たしていなけれ

一食当たり三〇〇の支給ができない なお、 利厚生費として計上できます。 支給する食事 以 ても給与として課税されません。 下 また、 -の 金 残業や宿 深夜勤 盔額 (を支給する場合は福三〇〇円(税抜き) ずは、 いため、 Ï 務者 無料で支給し日直を行う時に (税抜き) K 対 し夜 で 食

8 会社の常備

ます。福 ーマら全 **三社員に公平であることが求めず。ただし、福利厚生費は、** スクなどは認められますが れますので、風邪薬や頭痛 福利厚 備薬を会社 は 員 め にしか該当しな 生費として計 5 で購入した場合 れませ 正上でき e V 薬、

9

ŋ

(1) な りまれ 11 2業員 と役 員 で 異

に場 のしに いた賃貸料相が 物合、会社負担 い金額を従業員: なります。 は業員のほ 景に 担額は福利厚出目の方法では一定の方法では一定の方法では でる計社 生っ以計社費た上算宅

○%未満である場合は、そた家賃の額が賃貸料相当短しかし、従業員から受け 例のけ しかし、 場合 ……賃貸料 差額は給与となります。 取った家賃と賃貸料 :相当額 7ら受け が一万円 相当 当額 そ の五の 額 円 ع 0)

!は、一万円が給与として課代業員に無償で貸与する場合 に無償で貸与する

べとなります。 では、日 福 円 利 厚差五の 生額○家

(2)の場合

収は、 らした場合、給与として課税さい、賃貸料相当額を役員から徴役員に提供する社宅について

> ります。賃貸料相当額は、貸与する社宅の床面積により、小規する社宅が社会通念上一般に貸この社宅が社会通念上一般に貸られている社宅と認められない、いわゆる豪華な社宅である場合は、時価(実勢価額)が賃貸料相当額になります。 貸料相当額と くが賃 か 福 との 0) 収しまいから 差額 た家賃と賃 は給与とな にであ 収し る場場 た家

10 保養所

きるものがあります。たせば福利厚生費として計ラブの会員権などは、要件 保養所の購 入や、 IJ ゾー 要件を満 トク

保養所の要件〉

こと 役員だけを対象として経済的利益が多額でな いないと

とみなされ あ実 る場合は、 際保 の負担金屋 者が、 給与とされます。 れます。 その差額分が給与金額との差が多額で建営費と、利用者の また、 実際の 9

とした次の一続を援助、F 業中 雇 失業を予防 する給付も設 回 の用 止は、 促 する 対制 についてお伝えしまニ種類の給付(雇用促進することを目的概業生活の円滑な継 についてお伝え三種類の給付 いけら つする っため 治付のにおいていた。 者に対、失 ま す。

- 雇 用 継 続 給 付
- 3215 育 護休休齢 業業 給給 付付

年齢 雇用継続 給付

と年年が齢齢 できます。 就職 用継 給 続 用 『基本給付金」と「高用継続給付は、「高 行 金 に分けるこ

方法など共通点 両 者は支給要件 「高年齢雇用 ついて掲げます。 :再就職給付金」は、 灬が多い♪ 継続基 本格は、 計

> 」とは異なり 高年齢雇用継続基の一部と支給期間 され 職した者を るものです。支給した者を対象とし の長さ 本 + 付 以

次 0 支給対象者 要件のすべてを満たす

者

① が 支給対象者とされます。 未 満 0)

職まで場間 す いる場合でも、離職からた期間が五年以上(転職一般被保険者で一般被保険者で 礼してい 似までの 間 『を通 業中に基本手当然の期間が一年以上(転職からが五年以上(転職からが五年以上) ないときは、 算することが 前後の の内であ ^できま %ら再し で あ 就 7 9

(3) 五歳 4%未満に低元%時点(原則) 六十 (原則) 以 後 0) と比 賃金 が して 六 七 +

*

高年齡再就職給付金

二は

支給 要件とさ 日 がおける Ź 日以上あ 基本手 当就職 ること」 支給の

1 賃 歳 割合に応じて支給されま賃金を比較し、賃金が低歳時点(原則)と六十歳歳時点(原則)と六十歳 六十歳以後の各月の賃金の一六一%以下に低下のとき ます。 一歳以後の六十 低 下し たの

(2) % 相 六一%超七五%未満に当額が支給されます。 低 下

額さ 支給額: 支給額: 各月の は低下 額となります。 賃金 金の一五年 金の一五 五%相当

円 下以月 一・一月当たりの賃 五%に相当する額(か月当たりの賃金一 後 例えば、 額 が支給されます。 たときには、①に該当し、の各月賃金が一八万円に低三〇万円であって、六十歳 六十歳時点の (二万七千 一八万円 賃 金 0) が

場日八 六四 に変更されます。) お、各月の賃金が三五 ません。 円(この額は毎 低下率に かか か かわらず支 年八月 一万七、

支給対象型から六十二 高 象期間 五歳に達 が 再 する月ま にます L た で が月

まで)。 の手 期 当 就 職 ときは、 (十五歳を超えることとなる) 間となります(いずれも 年齢 日の前日に 支給残日数に応じ、 給付金」 おける基 は 次本

百日以上二百日未満のときは、日の翌日から二年間二百日以上のときは、再就職 職

Ŧi.

(四) 再 支給申請 ?就職日 0) 翌 日 から 年 間

(五) 併給

したときに支給され 本手当を受けていた者が一 職給付金」のほか、失業・ をして支給される

雇用保険には、 保給調 に整 雇 る 高年 用 再

同 方 一の就職につきがあります。 を満たす場合は、 を選択して受給すること 職につき、 どちら

となり ź

休 業給 付

① 給 対 以 下 を満 た す b 0) 養 が 齢す育 支

2 る 年得

す

あ金

す達合のか休 するま 歳 で 六 行 延かわ 長月 長月または一日以上ある。に達する場合は一日以上ある。ではおける保育における保育における保育における保育における保育における保育における保育にある。

みめわ申たなをらら込はい なお、保でなお、保でなお、保証によった。 長対ず

す次位た。の期一 の期一休 対式によりが月ごとが月ごと といいた Ĺ 支給額を算 文給額を算出しまいます)ごとに、の期間(「支給単した日から起算し ŧ 単し

※ 支 「 休 業 円 述する介護休業給付も同あたりの賃金額を算出金を一八○で除して、 休数開 業開 (※三)始時 の賃金額を算出(後八〇で除して、一日開始前六か月間の賃 × 賃 六 金 七% H <u>*</u> ×

※ 同 様)

*

にじ、減 をしまた、 になるが にじ、減 就がし 心じ、 業十た 日 日 され八日る 、 十 上 時 を超 問)以記える場 ・ r 合 の は 日 就 で と 、 数 **

> 13 他事業所に他の事業で まに所 すおけで就 け就

※ ま L た年齢 す 子 に前期違記間 す (--)るの注 まに ょでとさい れ記

・ 支給申請 年の支給とされます。 一歳二か月までの間で 最休 大は

(四)

に 保 一 険 うことも可能)。 定所 被被 所に支給申請書を提出し一度)、事業主が公共職険者が希望する場合、一原則として二か月に一座 原 保険者自身が申 手 山しますの職業安 ,続を行 一度 業分の後

介護休業給付

\$

0)

が

支

。身

保の

険 介

者護

① 給 (-)対以 お休 対象者とされます。 以下の要件を満たす≠ 支給対象者

れそ (2) 家族を介護するための 休業を取得する一般被保 休業開始日前二年間に 金支払基礎日数が十一日 ある月が十二か月以上も ある月が十二か月以上も 始 た 日 か 6 起 る。上賃 算

次位た の期一 式間か れにより. 月 支給いま 額す 間 を算 を算出しま 支 出

* 日一す 数休 × 業 六七米開始 始 時 賃 金 H × 支

支給期間が定められる。 れ りに中 り扱いやにより減いに受け て 111 や支給・一 ます。 賃

の家族

割に

も可能という。 を対する日本の翌日、 も可能という。 原則として各介護休四、支給対象となる同一支給対象となる同一 翌原 日から起算して二か月を経日から起算して二か月を経日から起算して二か月を経日から起算して二か月を経る日の属する月の末日までる日の属する月の末日まで 日則 れ回一 ま ず。

共がり支 ワー 職 業安定 るときいっていた。 よりご クインター ・ます。 のうちに は、 所 窓詳 細該概給 ネ口 へださい。 ビコまたはハロ はいて公 でいて公 でいて公 でいて公 でいて公 でいて公 でいるもの

仕事の報酬

「仕事の報酬は仕事」と言っていたのは、 元ソニーの会長・盛田昭夫氏です。

仕事の報酬はお金ではない。このことを 更に分析し述べるのは、田坂広志氏です。

田坂氏は、目に見えない収穫として「四つの報酬 | をあげています。

①ナレッジ・リターン(知識報酬)

仕事を通じて、人は今まで知らなかった 新たな価値ある知識と経験、知恵を得るこ とができます。

②リレーション・リターン (関係報酬)

仕事は一人でやるものではなく、相手方を含め多くの人とのコミュニケーション、協力の上に達成するものです。そこでは他者から学び、他者に自分のスキルと人格を知ってもらう機会を得ることになります。そこでの人間関係は、目に見えない報酬ということができるでしょう。

③ブランド・リターン(評判報酬)

仕事をうまくやり遂げたとき、あの人の腕は確かだ、あの人に任せれば安心だ、という評価を得ることができます。この評価が次の仕事を生み出す源泉となっていきます。ブランド・リターンはその意味では報酬と言えますが、逆に仕事で信頼を失うとブランドは傷つき損失につながることになります。

④グロース・リターン(成長報酬)

仕事には、常に困難がつきものです。その困難を乗り越えて仕事を達成すると、自分自身が大きく成長できます。成長した自分は、更により困難な仕事が与えられてもそれを乗り越えようとする自信を持つことができます。

この四つの報酬こそが、仕事をする上では重要で、金銭的報酬は①から④の報酬の結果でしかありません、と田坂氏は言います。

同じ仕事をするときでも、このような自己評価基準をもって取り組むと、将来、大きな収穫をあげられるでしょう。

ニア」はサードエイジを生きる「老年学」を研究のH氏は、「シシニアの定義はまちまちです。えるか」…等の「シニア」とは?「今後のシニア市場をどう捉

威頃までで、自立・責任・蓄積。 セカンドエイジ=二○~五四まで、未熟・教育・依存の状態。 ファーストエイジ=二○歳頃つまり、

「支出」りでごめまるからかも知れませんがまるからかも知れません。 束に向 すのは、五〇~ 支出 多くの人がシニア、保存・衰退。 才 _かうと、 説明しま ースエイ の変化により 五 Н ・ジョ 兀 歳 は人 を 頃。 七 生活が 意 「身体_ o ん。そ が 変化が 。 「身体」 h_o 五 識 歳 拉工

五 サ ĺ 達成・完成・ 5 ド 五 工 四歳 1 ジ が 五 充 重 な 1) 七 ま四 以 す 歳

社長から大学生へのメッセージ

A社長は大学生に対し、自分の体験から次のようなメッセージを送ります。

①スキルを身につける

このスキルは必ずしも将来、就職するであろう仕事に関係なくても良い。例えば、釣りが得意であれば「1年に5匹のタイを釣る」といった自信になるものです。

- ②コミュニケーションができる 自分の伝えたいことを相手に正確に伝 えられる、同時に相手の伝えたい主旨を きちんと理解できること。
- ③素直な気持ちを持てる

多少理不尽なことがあっても、とりあ えずやってみよう、それから自分の思っ ていることを言おう、という気持ちです。

④アルバイトをしておこう

社会生活を送る上での言葉づかい、身 だしなみを覚える。

- ⑤一生付き合える仲間をつくる
- ⑥本をたくさん読んでおく